

住民監査請求監査

(地方自治法第242条)

(平成30年10月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第10号

平成30年10月12日

東大阪市監査委員	柴田敏彦
同	牧直樹
同	菱田英継
同	鳥居善太郎

住民監査請求に係る監査結果について（公表）

地方自治法第242条第4項の規定に基づく住民監査請求（受付第686号）に係る監査結果を別紙のとおり公表します。

第 1 結論

請求人の請求を棄却する。

なお、本件に対し「第 6 意見」のとおり、意見を付す。

第 2 監査の請求

1 請求人

山添 勉

2 請求書の提出

平成 30 年 8 月 16 日

3 請求の要旨

- (1) 東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金（通所型つどい）における A 協議会の不正な補助金申請について、不正請求を見過ごし、不当な支出を行った福祉部高齢介護室長に対し、損害額約 11,700 円の返金を求める。

- (2) 請求の具体的な内容の要旨（請求書の記載内容を要録）

福祉部高齢介護室長は、その職に在任中、東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金（通所型つどい）の申請において、A 協議会からの補助金申請の支出費目の使用料及び賃借料（会場費使用料、土地・建物借上料）を、補助対象経費と認める上限額である 2,500 円の請求どおり支給している。

ところが、会場である B 自治会の会館使用料金表では、1 階会場の使用料は C 連合会使用扱いで公共 2,200 円である。

このことは、今年 4 月から請求人が B 町自治会長をすることになり、5 月に老人会の役員から自治会館使用料の領収書に印鑑をいただきたいとの申し入れがあったことで発覚した。

自治会館発行の領収書は土曜日午後 7 時から受付しているため、そこでもらうように伝えると、昨年も自治会長からこの領収書もらったとの説明があったので、いったんは印鑑を押したものの、後日、役員の●氏に事情を聞くと、差額の 1 回 300 円計 6 回 1,800 円は、「私たちもボランティアですので活動費です。」とのことであった。これに対し、「それはおかしいですね、東大阪市からの補助金申請金額と実際の使用料に差額があるのは、不正ですよ。」と伝えたところ、笑っておしまいであった。

公文書開示決定通知書の交付資料によると、通所型つどいサービス収支内訳書第2期分並びに第3期分は2,500円×3回、第4期分は2,500円×9回で、その内訳は、B町自治会館の使用が3回×2,500円、B町第2会館の使用が6回×2,500円である。B町自治会館使用料は2,200円で、B町第2会館使用料は1,000円となっている。市への請求は15回×2,500円合計37,500円で、不正請求分はB会館分9回×300円で2,700円、B町第2会館分6回×1,500円で9,000円となり、不正請求額は2,700円と9,000円で合計11,700円である。

また、この不正請求に携わったA協議会会長▲氏は、C校区連合会長の肩書でこのような不正請求を行っている。

ア A協議会会長の、このような不正請求を見過ごしていたことは、職責上の職務怠慢である。

イ 福祉部高齢介護室長は、A協議会に対し便宜を図ったのか、それとも知らなかったのか、いずれにせよ市民にとって多大な損害を与えている。

ウ 福祉部高齢介護室長が東大阪市民に対して大きな損害を与えたのは事実である。

監査委員においては、このような不当な支出による損害額約11,700円の返金を福祉部高齢介護室長に対し請求することを求める。

(3) 事実証明書一覧

- ① 公文書部分開示決定通知書（東大阪市指令福第66号）の写し
- ② 平成29年度東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付申請書の写し（第1期から第4期まで）
- ③ 平成29年度東大阪市介護予防・生活支援サービス事業実績報告書「D」分の写し（第1期から第4期まで）
- ④ 平成29年度東大阪市通所型つどいサービス収支内訳書「D」分の写し（第1期から第4期まで）
- ⑤ 平成29年度補助金対象経費領収書「D」分の写し（第1期から第4期まで）
- ⑥ 平成29年度東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付決定書の写し（第1期から第4期まで）
- ⑦ 平成29年度東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付請求書の写し（第1期から第4期まで）

- ⑧ 平成 29 年度口座振替依頼書の写し（第 1 期から第 4 期まで）
- ⑨ 平成 29 年度分東大阪市指定研修補助費対象者リスト「D」分の写し
- ⑩ 平成 29 年度東大阪市訪問型助け合いサービス・通所型つどいサービス事業実施計画変更届出書の写し
- ⑪ 平成 29 年度東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金の受領に係る委任状の写し（2 部）
- ⑫ B 会館使用申込書の写し（5 部）
- ⑬ B 町第二会館使用許可申請書の写し（8 部）
- ⑭ B 町第二会館のしおりの写し
- ⑮ B 自治会館使用料金表の写し

第 3 請求の受理

本件請求は、所定の要件を具備しているものと認め、平成 30 年 8 月 27 日付けでこれを受理した。

第 4 監査の実施

本件請求について、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求人より提出された請求の要旨は、東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金（通所型つどい）における A 協議会の不正な補助金申請について、不正請求を見過ごし、不当な支出を行った福祉部高齢介護室長に対し、損害額約 11,700 円の返金を求めるものである。

このことから、公金の支出に係る財務会計上の行為の違法及び不当性の有無を監査対象とした。

2 監査対象部局

福祉部

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して平成 30 年 9 月 10 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ以下のとおり陳述が行われた。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

<陳述要旨>（請求人の陳述内容を要録）

自治会館の使用について、A協議会の役員の方が、2,500円の領収書に自治会長である請求人の判をくださいと来られたのが、事の始まりである。自治会館では別の領収書で発行しているので、請求人は、初めは断ったものの、前年度から自治会長に判をもらっているという説明を聞き領収書に一旦判を押したが、次の日に自治会館使用料を調べたところ、2,200円であるということが判明した。領収書の金額と300円の差額があるので、老人会とA協議会の役員を兼ねている方に尋ねたところ、彼らはボランティアでやっているので300円は活動費であると言うのである。このA協議会に対し公費が出ているはずであり、たとえ300円でも不正請求になるのではと指摘し、請求人が判を押した領収書を返却してもらった。

請求人は、第二会館についても請求されているのではと疑念を抱き、補助金交付に係る資料の開示請求を行った。その結果、自治会館と同様に市に対して2,500円請求されていた。第二会館は使用料が1,000円であるので、1,500円余分に公費が支出されているということである。

請求人も一市民であり、納税者の一人であるので、税金を納めている者にしたら非常に腹立たしく感じることである。市の職員がこれを見逃している、あるいは、これに目をつぶっているのかは不明であるが、声をあげないとわからないので今回監査請求するに至ったものである。金額的には非常に少ないと思われるかもしれないが、納税者にしたらたとえ1円でも無駄のないような支出をしていただきたい。このことを理解して監査を行ってほしいと考えている。

4 監査対象部局及び関係人に対する調査及び事情聴取

法第199条第8項の規定に基づき、監査対象部局である福祉部に対し、事前に質問書を送付し、関係資料の提出を受けるとともに、平成30年9月10日を始め数次、本件に関して事情聴取を行った。

さらに、本件関係人として、請求書に記載のあった当時のA協議会会長及び役員 of 二者に加え、現在のA協議会会長及び同事務局長に事情聴取を行うとともに、関係資料を閲覧し、その一部を画像に保存した。

内容については「第5 監査の結果」のとおりである。

第5 監査の結果

1 事実確認

本件請求に基づき、監査対象部局である福祉部及び本件関係人に対する事情聴取並びに提出を受けた関係書類等により次のことを確認した。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業について

ア 介護予防・生活支援サービス事業の概要

平成26年6月の介護保険法改正に伴い、これまで全国一律の基準で行っていた介護予防サービスの訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）は、各市町村の介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとなった。

本市では、これまでと同じ基準のサービスに新たなサービス類型を加えた介護予防・日常生活支援総合事業を実施することとし、平成29年4月1日には東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）を施行し、当該事業を開始している。

当該事業は65歳以上の者すべてが利用できる一般介護予防事業と65歳以上の者のうち要支援1、2の判定を受けた者又は基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた者が利用できる介護予防・生活支援サービス事業で構成されている。

また、介護予防・生活支援サービス事業は訪問型サービスと通所型サービスで構成され、本件請求の対象となったサービスは通所型サービスのうちつどいサービス（以下「通所型つどいサービス」という。）である。

イ 通所型つどいサービスの概要と補助制度

通所型つどいサービスは、新たなサービス類型として加えられたもので、地域の通いの場などで、住民ボランティア等と一緒に生活機能向上のための簡単な体操や趣味・創作、娯楽活動等のレクリエーションなどを行うもので、利用者が地域との交流を通して、自立した生活の維持・改善を図ることを目的としている。

当該サービスは、実施要綱第4条第6号において、本市の補助により実施するものと規定され、補助金の交付については、東大阪市補助金等交付規則に加え、平成29年4月1日には東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び東大阪市介

護予防・生活支援サービス事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）を施行し、これらに基づき手続等が行われている。

(a) 補助の期間

補助の対象となる事業期間は、交付要綱第 6 条第 1 項において年度とされ、同条第 2 項では、その期間は当該年度内において、第 1 期（4～6 月）、第 2 期（7～9 月）、第 3 期（10～12 月）、第 4 期（1～3 月）に区分するものと規定されている。

(b) 補助金の額の算定方法

補助金の額は、交付要綱第 8 条第 2 項において活動拠点単位で期別ごとに算定するとされ、その額は交付要綱別表第 3 に基づくものと規定されている。当該別表では、基本補助金部分と利用実績補助金部分の合計を補助金の額とするとされ、基本補助金部分はサービスを月 1～3 回行う場合で 1 回あたり 2,500 円、サービスを月 4 回以上行う場合は、概ね週 1 回以上の開催を条件とし、月額 10,000 円を上限とするよう規定されている。利用実績補助金部分は介護予防ケアプランに基づく利用者 1 人につき 1 回 900 円とし、1 人につき月 8 回を上限とするよう規定されている。

(c) 補助対象経費の算定方法

前記(b)により算定した補助金の額に対し、交付要綱第 7 条において補助対象経費が規定され、その算定は交付要綱別表第 2 及び交付要領第 2 条第 2 号に基づき行うこととされている。補助対象経費の主なものは、会場費として開催 1 回あたり上限額 2,500 円、人件費の基本分として開催 1 回あたり上限額 1,000 円、参加加算分として対象者の参加 1 人につき上限額 500 円（開催 1 回あたりの上限は 5,000 円）、従事者の利用調整に係る研修会等参加加算として 1 回あたり上限額 500 円（1 拠点につき月 2 回を上限）、市指定研修補助費として本市が行う従事者養成研修を受講した者の支払ったテキスト代（上限額 1,000 円）などとなっている。

(d) 補助金の額の決定

補助金の額は、前記(b)で算定した額とされているが、その額は前記(c)で算定した経費に相当する額の範囲内とされている。ただし、交付要綱第 8 条第 3 項において、第 4 期の補助金の額に限り、前記(b)により算

定された額と、活動拠点単位において第 1 期から第 4 期までにおける交付要綱別表第 3 により算定される額（ただし、当該年度の第 1 期から第 4 期までの補助対象経費に相当する額の範囲内とする。）から交付要綱別表第 3 により第 1 期から第 3 期で算定された補助金の額の合計を差引いた額のいずれか高い方の額と規定されている。

ウ 補助金の交付までの事務手続

交付要綱第 9 条から第 13 条において、通所型つどいサービスに係る事業実施計画の提出から補助金の交付（支出）までの手続が規定されている。手続の流れは次のとおりである。

- ① 補助対象者は、サービスの実施前に事業実施計画書を提出し、市長の承認を受けなければならない。
- ② 市長の承認を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、期別ごとに補助金交付申請書を作成のうえ、次の書類を添付し、各期別における末月の翌月 10 日までに市長に提出しなければならない。

【添付書類】

実績報告書、サービス実施計画票、収支内訳書、補助金対象経費の領収書（原本）、その他市長が必要と認めるもの

- ③ 市長は、当該申請書類を審査し、交付することを適当と認めたとときは、補助金をその目的以外に使用しないことなどの必要な条件を付したうえで補助金の交付決定を行い、補助事業者に対して補助金交付決定書により速やかに通知する。
- ④ 補助事業者は、補助金交付決定書の通知があった日から起算して 10 日以内に関係書類を添えて、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。
- ⑤ 市長は、補助金交付請求書の提出があった日から起算して 30 日以内に補助事業者に対し、補助金の支払をしなければならない。

エ 事業の担い手等への説明について

福祉部によると、制度及び事務手続の周知を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業の開始にあたり、平成 28 年度より市民・事業の担い手等への説明会を開催したとしている。

このうち事業の担い手に対する説明会は、平成 28 年度に 3 回（平成

28年11月25、28、30日)、平成29年度に5回(平成29年7月14、19日、同年12月12、14、18日)、平成30年度に3回(平成30年7月9、17、31日)開催し、平成30年度中には、更に3回の開催を予定しているとのことであった。

説明会では、介護予防・日常生活支援総合事業開始の背景、概要、対象者など総括的な説明にあわせ、補助制度の概要、人員基準、事業実施スケジュール、サービス従事者の研修カリキュラムなどの具体的な説明も行っているとのことであった。さらに、補助事業の実施にあたって必要な事業実施計画書や補助金交付関係書類の参考記載例(案)も示し、適正な書類作成が可能となるよう留意したとのことであった。

なお、平成28年11月に実施した説明会の際には、補助対象経費の上限額は示しておらず、補助対象者が事業実施計画を作成する際には、個別に説明を行っていたものの、全体への周知は、事業開始直前となる平成29年3月の市ウェブサイトに掲載することで行ったとのことであった。

A協議会に対しては、事業開始前後に複数回訪問し、質疑に対応するなど、適正な事務手続が可能となるよう努めたとのことであった。

(2) A協議会による補助金交付手続について

ア A協議会の通所型つどいサービスの補助金交付申請等の状況

平成29年度におけるA協議会の通所型つどいサービスに係る補助金交付申請の状況をみると、第1期では10拠点、第2期から第4期では8拠点で補助金が交付決定されている。

このうち、本件請求の対象である「D」においては、平成29年度の第1期から第4期までの全期で補助金が交付決定されている。

イ 「D」の通所型つどいサービスの実施と補助金交付申請等の状況

平成29年度における「D」の通所型つどいサービスは、B自治会館とB町第二会館で実施されている。B自治会館では、第1期から第4期の毎月第1水曜日、午後1時30分から午後3時30分に実施されている。B町第二会館では、第4期の毎月第1、第3土曜日、午後12時50分から午後3時30分に実施されている。

これらの補助金交付申請等の状況は次のとおりである。

なお、A協議会から申請のあった補助対象経費については、同協議会

から市に提出された領収書の金額と整合していることを確認した。

① 第1期の状況

- ・ 実施回数：3回、介護予防ケアプランに基づく利用延人数：5人
- ・ 補助金交付申請額：12,000円
内訳：(2,500円×3回) + (900円×5人) = 12,000円
- ・ 補助対象経費：13,000円
内訳：会場費 2,500円×3回 = 7,500円
人件費 (1,000円×3回) + (500円×5人) = 5,500円
- ・ 補助金交付決定額及び交付額：12,000円
平成29年8月1日通知、平成29年8月15日交付

② 第2期の状況

- ・ 実施回数：3回、介護予防ケアプランに基づく利用延人数：7人
- ・ 補助金交付申請額：13,800円
内訳：(2,500円×3回) + (900円×7人) = 13,800円
- ・ 補助対象経費：14,000円
内訳：会場費 2,500円×3回 = 7,500円
人件費 (1,000円×3回) + (500円×7人) = 6,500円
- ・ 補助金交付決定額及び交付額：13,800円
平成29年10月30日通知、平成29年11月17日交付

③ 第3期の状況

- ・ 実施回数：3回、介護予防ケアプランに基づく利用延人数：6人
- ・ 補助金交付申請額：12,900円
内訳：(2,500円×3回) + (900円×6人) = 12,900円
- ・ 補助対象経費：13,500円
内訳：会場費 2,500円×3回 = 7,500円
人件費 (1,000円×3回) + (500円×6人) = 6,000円
- ・ 補助金交付決定額及び交付額：12,900円
平成30年1月30日通知、平成30年2月15日交付

④ 第4期の状況

- ・ 実施回数：9回、介護予防ケアプランに基づく利用延人数：15人
- ・ 補助金交付申請額：36,000円
内訳：(2,500円×9回) + (900円×15人) = 36,000円

・補助対象経費：56,000円

内訳：会場費 2,500円×9回=22,500円

人件費 (1,000円×9回)+(500円×15人)=16,500円

研修費 (500円×24回)+(1,000円×5人)=17,000円

・補助金交付決定額及び交付額：36,000円

平成30年3月31日通知、平成30年5月18日交付

ウ 「D」以外の通所型つどいサービスの実施と補助金交付申請等の状況
A協議会では平成29年度において、「D」以外に10拠点でサービスを実施し、補助金交付申請を行っている。

福祉部によると、10拠点あわせて113回のサービスが実施され、このうち会場使用料については、そのすべてが1回あたり2,500円の上限額で申請され、支出額の合計は282,500円となっている。会場使用料以外の補助対象経費は453,824円で、会場使用料の申請額とあわせた総額は736,324円となっている。一方、交付要綱第8条の規定に基づき算定した額と比較した補助金の交付額は587,600円となっている。

なお、このうち4拠点は、サービスの実施場所として、本市の公共施設であるC公民分館を使用しているが、東大阪市立社会教育センター条例及び同施行規則においては、電話、ガス、水道等の実費を徴収することができることと規定されているものの、使用料の徴収については規定されていない。

(3) 補助金の交付決定に係る審査等について

福祉部によると、通所型つどいサービスに係る補助金の交付決定にあたっては、交付要綱第11条第1項の規定に基づき、事業実施計画書、補助金交付申請書、添付書類等が実施要綱、交付要綱、交付要領、様式記載例等に従って作成されているか、添付書類等に漏れはないか、補助金対象経費の領収書（原本）と収支内訳書等の金額が整合しているかなどを確認するとともに、交付要綱第8条の規定に基づき算定した補助金の額と交付要綱第7条及び交付要領第2条第2号の規定に基づき算定した補助対象経費とを比較し、補助金の額の決定を行っているとのことであった。

また、提出された会場使用料に係る領収書の額と実際の会場使用料が整合しているかについては、提出のあった領収書がその形式を満たし有効なものか（必要な項目が記載されているか、責任ある発行者が発行している

ものかどうかなど) についての確認は行っているが、領収書の額が各会場で規定する使用料にのっとった額か否かについてまでの確認は行っていないとのことであった。

(4) 請求人から提出された事実証明書について

第2 監査の請求、3 請求の要旨、(3) 事実証明書一覧のとおり請求人から提出された事実証明書一覧のうち②から⑩については、①公文書部分開示決定通知書(東大阪市指令福第66号)の写しのとおり請求人が開示請求したものであり、福祉部によると、これらは部分開示した公文書と相違ないとしている。なお、平成29年度第1期に係るものについては、本件請求時より1年以上前のものであることから、請求人において具体的な主張はなされていない。

事実証明書一覧のうち⑫B会館使用申込書の写し(5部)については、すべての使用料が1回あたり2,200円となっている。⑮B自治会館使用料金表の写しと照合すると、1階会場の公共使用、午後1時から午後5時の使用料金と一致することが確認できた。また、当該申込書に記載された使用年月日と本件請求で請求人が不正請求と主張する平成29年度第2期から第4期の通所型つどいサービスの実施年月日は一致していることが確認できた。使用時間帯については、完全に一致しないものの事前準備及び後片付け等の時間を勘案すると整合性は認められるものであった。使用室については、1階会場と明記されているものと、会場が明記されていないものがあるが、使用料金から勘案するとすべて1階会場と推測できる。

一方、A協議会から市長に提出された領収書は2,500円であることから、双方に300円の差額が生じていることが確認できた。

⑬B町第二会館使用許可申請の写し(8部)については、同一のものが重複して提出されており実質的な事実証明書は4部となるが、当該4部に記載された使用年月日と本件請求で請求人が不正請求と主張する平成29年度第4期の通所型つどいサービスの実施年月日は一致していないことが確認できた。なお、当該許可申請書の写しに記載されたサービスの実施場所は1階会議室であり、⑭B町第二会館のしおりの写しのうち同会館利用料金表では、午後1時から午後5時の老人会員料金はすべての部屋で1,000円となっている。

(5) 関係人への事情聴取等について

監査委員事務局職員が、請求書に記載のあった当時のA協議会会長及び役員 of 二者に加え、現在のA協議会会長及び同事務局長に事情聴取を行うとともに、関係資料を閲覧し、その一部を画像に保存した。

事情聴取の結果は次のとおりである。

- ・A協議会は、通所型つどいサービスを実施する各拠点の会場使用料を、規定の使用料にかかわらず特別に1回あたり一律2,500円に設定したとしている。また、2,500円を各会場の使用責任者等へ支払ったうえで、補助対象経費として市へ補助金交付申請を行ったとしている。
- ・A協議会は、福祉部に対し、1回あたり一律2,500円の会場使用料で事業を実施する旨を事前に伝え、その際に特段の指摘等は受けていないとしている。
- ・A協議会は、支払った会場使用料の一部若しくは全額について、各拠点が、運営支援金としてA協議会に協賛してくれているとしている。
- ・A協議会は、校区内で子育てや障害児・者等の支援を行っている団体などの支援を行っているものの、これに対する市からの支援はなく、通所型つどいサービス補助金の一部をこれに充て支援しているとしている。
- ・役員●氏は、通所型つどいサービスの実施において、「D」では、1回あたりの会場使用料として、B自治会館に2,200円、B町第二会館に1,000円を支払ったとしている。また、各会館の使用に係る領収書は、A4版、複写式の様式としている。なお、当該様式はA協議会が市に提出したものとは異なる様式である。
- ・役員●氏は、請求書に記載された「ボランティアの活動費」との発言については、そのような発言をした記憶はなく、事実ではないとしている。

関係資料の閲覧等の結果は次のとおりである。

- ・A協議会が行う各事業全体の出納簿（以下「A協議会出納簿」という。）が作成されているものの、通所型つどいサービスのみの出納簿は作成されておらず、当該サービスに係る出納状況は明確に確認できなかった。
- ・A協議会出納簿では、通所型つどいサービスに係る補助金交付申請書

に添付された会場使用料等の領収書と整合する記録は確認できなかった。

- ・ A協議会出納簿では、通所型つどいサービスに係る補助金の交付を受けた記録は確認できたものの、各拠点に配分している金額は本市が交付した金額と相違していることを確認した。また、補助金の配分に係る領収書の添付を確認した。
- ・ A協議会への運営支援金（協賛金）に係る領収書の添付を確認したものの、A協議会出納簿では、これと整合する記録は確認できなかった。
- ・ 「D」の通所型つどいサービスに係る入出金を記録した通帳では、1回あたりの会場使用料が2,200円及び1,000円で、これを一定回数まとめて出金した記録を確認した。

2 判 断

請求人より提出された請求の要旨は、東大阪市介護予防・生活支援サービス事業補助金（通所型つどい）におけるA協議会の不正な補助金申請について、不正請求を見過ごし、不当な支出を行った福祉部高齢介護室長に対し、損害額約11,700円の返金を求めるものである。

以下、公金の支出に係る財務会計上の行為の違法及び不当性の有無について判断する。

(1) 「D」の会場使用料等について

請求人から提出された事実証明書⑫B会館使用申込書の写し（5部）に記載された使用年月日と本件請求で請求人が不正請求と主張する平成29年度第2期から第4期の通所型つどいサービスの実施年月日は一致しており、その使用料はすべて1回あたり2,200円となっていた。また、事実証明書⑬B自治会館使用料金表の写しと照合すると、1階会場の公共使用、午後1時から午後5時の使用料金と一致することを確認した。

また、⑭B町第二会館のしおりの写しのうち同会館利用料金表では、「D」が通所型つどいサービスで使用する時間帯の会場使用料は、老人会員ではすべての部屋で1回あたり1,000円であることが確認できた。さらに、関係人への事情聴取及び「D」の出納が記録されている通帳においても、会場使用料がこれらの額で支出されていることを確認した。

以上のことから、A協議会が補助金交付申請を行った1回あたり2,500円の会場使用料は、交付要綱第7条及び交付要領第2条第2号に規定する「必要な経費（実費）」ではなく不当な申請であり、正当な補助対象経費を12,600円（300円×12回、1,500円×6回）上回る額で申請していたものと判断できる。

(2) 補助金交付申請額と要綱等に基づく正当な補助金交付額について
要綱等に基づく正当な補助金交付額は、次のとおりである。

ア 第1期の状況

- ・補助金交付申請額：12,000円
内訳：(2,500円×3回) + (900円×5人) = 12,000円
- ・要綱等に基づく額：12,100円
内訳：会場費 2,200円×3回 = 6,600円
人件費 (1,000円×3回) + (500円×5人) = 5,500円
- ・補助金交付決定額：12,000円（変更なし）

イ 第2期の状況

- ・補助金交付申請額：13,800円
内訳：(2,500円×3回) + (900円×7人) = 13,800円
- ・要綱等に基づく額：13,100円
内訳：会場費 2,200円×3回 = 6,600円
人件費 (1,000円×3回) + (500円×7人) = 6,500円
- ・補助金交付決定額：13,100円（700円の減額）

ウ 第3期の状況

- ・補助金交付申請額：12,900円
内訳：(2,500円×3回) + (900円×6人) = 12,900円
- ・要綱等に基づく額：12,600円
内訳：会場費 2,200円×3回 = 6,600円
人件費 (1,000円×3回) + (500円×6人) = 6,000円
- ・補助金交付決定額：12,600円（300円の減額）

エ 第4期の状況

- ・補助金交付申請額：37,000円
内訳：(2,500円×9回) + (900円×15人) = 36,000円
交付要綱第8条第3項の規定による加算 1,000円

・要綱等に基づく額：46,100円

内訳：会場費 (2,200円×3回) + (1,000円×6回) = 12,600円

人件費 (1,000円×9回) + (500円×15人) = 16,500円

研修費 (500円×24回) + (1,000円×5人) = 17,000円

・補助金交付決定額：37,000円 (1,000円の増額)

以上のことから、会場使用料に300円又は1,500円の差額が生じたことにより、第2期で700円、第3期で300円、補助金交付決定額が減額となるものの、交付要綱第8条第3項の規定に基づく第4期の算定で1,000円増額となることから、結果として当年度の補助金交付決定総額に影響はなかった。

会場費を申請額から交付要綱等に基づく額に置き換えた場合の補助金への影響

(単位:円)

期別	補助金交付申請額 A ＜サービスの実施に基づく補助金＞		実績報告額 B ＜実際にかかった経費＞		補助金交付決定額 C ＜AとBを比較して低い額＞			
	申請額	要綱等 に基づく額	申請額	要綱等 に基づく額	申請額	要綱等 に基づく額		
第1期	12,000	12,000	13,000	12,100	12,000	12,000		
第2期	13,800	13,800	14,000	13,100	13,800	13,100		
第3期	12,900	12,900	13,500	12,600	12,900	12,600		
第4期	36,000	36,000	56,000	46,100	36,000	36,000	37,000	
合計	74,700	74,700	96,500	83,900	74,700	73,700	↑	
					年度差額交付金 <A-C>		1,000	第4期で加算
					再計		74,700	

(3) A協議会の補助金交付申請手続について

A協議会は、福祉部に対し、1回あたり一律2,500円の会場使用料で事業を実施する旨を事前に伝え、その際に特段の指摘等は受けていないとしている。結果として「D」の通所型つどいサービス実施に係る会場使用料は1回あたり2,500円での申請となり、先に記載したとおり「必要な経費(実費)」では行われていなかった。しかしながら、福祉部においては当該申請を交付要綱第11条第1項の規定に基づき審査を行い、申請内容に基づいた交付決定がなされたものである。

福祉部では事業開始前後にA協議会を複数回訪問し、質疑に対応するなど、適正な事務手続が可能となるよう努めてきたとしている。一方、福祉

部が平成 28 年 11 月に実施した事業の担い手に対する説明会で配付された資料では、補助金の額は開催 1 回あたり 2,500 円であることは示されているものの、会場使用料の補助対象経費上限額 2,500 円が市ウェブサイトに掲載された時期は平成 29 年 3 月と事業開始直前であった。

また、同説明会で配付された収支予算書記載例では、支出科目の会場費として、その内容を「東大阪公民館 2 階会議室」、積算内訳を「@2,500 円×26 回」と例示しているが、当時、既に公民館という名称の公共施設は存在せず、更に名称の類似する公民分館では実費徴収の規定はあるものの、使用料徴収の規定はなく、例示としては適正ではなかった。

以上のことから、A 協議会が規定の会場使用料にかかわらず、各拠点の会場使用料を、特例として 1 回あたり一律 2,500 円に設定したことは、会場使用料の補助対象経費を「必要な経費（実費）」とした交付要綱等の趣旨にのっとったものではなかった。

一方、福祉部においては、事業の初年度であるにもかかわらず、補助金交付申請の審査において面談等を行わず書類審査に留めたこと、事業の担い手に対する説明会で配付された資料において、特に記載例で適正ではない事例を示すなど、A 協議会の不当申請を誘発した可能性は否定できない。

(4) 補助金対象経費の領収書について

交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、A 協議会より提出された「D」に係る補助金対象経費の領収書のうち、会場使用料の領収書を確認したところ、その記載は次のとおりであった。

当該領収書はその要件を具備しており、福祉部がこれを補助金交付決定の証跡として認定したことは、違法及び不当なものとは言えない。

- ・領収書発行者：B 町自治会長としてその氏名及び押印
- ・領収日：通所型つどいサービスの実施年月日
- ・領収の内容：「D」会館使用料
- ・金額：2,500 円
- ・代金支払者：A 協議会会長としてその氏名

しかしながら、B 自治会館及び B 町第二会館の使用料金表と金額が整合しておらず、今後の補助金交付申請に係る審査に際しては、これに十分留意して行う必要がある。

3 結 論

以上のとおり検討した結果、A協議会が市に行った「D」の通所型つどいサービスに係る会場使用料の補助金交付申請は、交付要綱等の規定に基づいたものではなく、不当な申請であると判断できるものの、交付した年間の補助金の額に影響は生じない。

よって、市に財務会計上の損害は発生しておらず、請求人の主張には理由がないので請求を棄却する。

第6 意見

本件請求は、A協議会が補助金交付申請を行っている通所型つどいサービスの拠点の一つである「D」の会場使用料の額についてのものであるが、監査対象部局である福祉部には、A協議会が補助金交付申請を行っている他の拠点についても、補助金の交付額と会場使用料の支出額が交付要綱等の規定に基づくものか十分な調査を行うよう求める。

また、本件監査を進めるなかで、本来実績払である補助金が収支内訳書どおりに支出されず他の事業に充てられるなど、疑義が生じており、これらについても同様に調査を行うよう求める。

なお、調査の結果、過大な補助金を交付していることが判明した場合には、交付要綱等の規定に基づき補助事業者に対し返還を求めるなど、適切な措置を執るとともに、補助事業に係る出納状況の明確化（事業ごとの出納簿の作成等）についても取組を進めるよう求める。

最後に、通所型つどいサービスを含む介護予防・日常生活支援総合事業は、平成29年度に開始された事業で、本件請求はその初年度の事務手続に係るものである。福祉部においてはこれを念頭に、事業の担い手に対し、当該事業の趣旨、事業内容、補助金交付申請等の事務手続などを十分理解してもらえよう、わかりやすい資料により十分な説明を尽くす責務があったものの、本件監査の過程で適正でない資料の作成や丁寧さを欠いた対応が見受けられた。今後は、誤認が生じることのないよう資料を速やかに修正するとともに、事業の担い手に混乱を招かせることのないよう十分な説明を尽くされたい。